

都市計画税の使途について

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う街路、公園整備等の都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和３年度の都市計画税（600,982 千円）は、次のとおり都市計画事業等（1,101,786 千円）の財源として活用しました。

なお、令和３年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する都市計画税の軽減制度が創設され、その減収分が国の「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」により補填されたことから、この交付金（6,799 千円）についても都市計画事業に充当しています。

【令和3年度都市計画税使途状況】

予算事業名	内容	事業費	(単位：千円) 財源内訳			
			特定財源	一般財源	都市計画税	新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填 特別交付金
常盤通佐間線街路事業費	常盤通佐間線街路事業における負担金	556	0	250	303	3
公共下水道費	下水道事業に係る繰出金および出資金	1,070,000	0	479,753	583,644	6,603
公債費	都市計画事業における 借入金（市債）に対する償還	31,230	0	14,002	17,035	193
合 計		1,101,786	0	494,005	600,982	6,799

※都市計画税は、各事業費の比率に応じて充当しています。